

5月分月謝のお取り扱いについて

日頃より東久留米スイムスクールをご愛顧頂き誠に有難う御座います。
5月分月謝のお取り扱いにつきまして、以下の通りとさせていただきます。何卒宜しく
お願い申し上げます。

【銀行引落としの方】

口座より納入頂いている5月分月謝は、全額**6月分月謝として充当**させていただきます。

《 お引落としの例 》

例	コース	5月	5月引落とし金額	6月	6月引落とし請求額
①	幼児	練習	5,000円	練習	0円(請求なし)
②	〃	休会(前月届け)	1,100円	練習	3,900円
③	児童・学童	練習	6,600円	練習	0円(請求なし)
④	〃	休会(前月届け)	1,100円	練習	5,500円

※ 5月分としては月会費も休会費も頂きません。

※ 会員の皆様にやって頂く手続きはございません。

※ 4月より当月届出で休会している方等、上記例に当てはまらない場合もあります。

【窓口納入の方】

既にお月謝袋により5月分月謝を納入頂いている方は、全額**6月分月謝として充当**させていただきます。

《 窓口納入の例 》

例	コース	5月	5月分納入金額	6月	6月請求額
①	幼児	練習	5,000円納入済	練習	0円(請求なし)
②	〃	練習	未	練習	5,000円
③	〃	休会(前月届け)	1,100円	練習	3,900円
④	児童・学童	練習	6,600円納入済	練習	0円(請求なし)
⑤	〃	練習	未	練習	6,600円
⑥	〃	休会(前月届け)	1,100円	練習	5,500円

- ※ 5月分としては月会費も休会費も頂きません。
- ※ 会員の皆様にやって頂く手続きはございません。
- ※ 5月分まで納入済の方は、次の納入は7月分になります(6月分は納入頂きません)。
- ※ 4月より当月届出で休会している方等、上記例に当てはまらない場合もあります。

【5月31日 18:00 更新】